

## 第4回山口県手話言語条例検討委員会概要

### 1 日時

平成31年3月27日(水) 15:00~16:25

### 2 場所

山口県庁4階 共用第4会議室

### 3 出席者

- (1) 委員：内田委員長、梅田委員、秋山委員、赤井委員、藤田委員、辻委員、山根委員  
※ 信木委員は欠席
- (2) 事務局：末永主任(労働政策課)、田中主査(特別支援教育推進室)、佐藤課長、小澤班長、今田主査  
(以上、障害者支援課)  
※ 伊藤次長(柳井健康福祉センター)、松岡主査(義務教育課)、岩崎班長(高校教育課)は欠席

### 4 議事概要

#### (1) 第3回の議論を踏まえた論点の整理

##### <第3回検討委員会の概要>

- ◆事務局から、第3回検討委員会の概要を説明

##### <各道府県における条例制定後の施策評価・推進体制について>

###### 事務局

- 条例制定済の25道府県の状況について報告。各道府県の施策推進協議会において検証しているのが11県、手話言語条例に関する専門部会を設けているのが10県、組織を設置していないのが4県。
- 県としては、条例を作ったら終わりではなく、条例に基づく施策が立案されて実行されているか、評価する体制は必要と考えている。既存の組織を活用するか、新たな組織を立ち上げるかは今後検討したい。
- 評価体制とメンバー構成については、行政や関係者の他、当事者にも入っていただかないといけないので、今後しっかり検討したい。

###### 委員意見

- 専門部会を設置するのがよいと思う。手話の獲得については新規の取組であり、専門部会で当事者を入れてしっかりやってほしい。
- 手話に特化した専門部会を置いた場合、要約筆記や盲ろう者通訳・介助員など、他のコミュニケーション手段については施策の中で考えていくという、県のスタンスとの整合性はどうか。

###### 事務局

- 手話の専門会議を作るにあたって、何らかコミュニケーション支援につい

ての観点が必要と考えるので、どのような組織にするかは今後しっかり考えていきたい。施策は条例よりも範囲が広がるため、そこをしっかりと評価できる会議でないといけないと考えている。

#### 委員意見

- 県の施策協（障害者施策推進協議会）の部会のような形で、手話言語条例の専門会議を置いてはどうか。
- 手話を知ってもらうことがまず大事。施策協は構成メンバーにいろいろな方がいらっしゃるので、手話に限定した議論は部会で行い、必ず本会議につなぐ形にしてはどうか。
- 情報コミュニケーションの大切さは非常に感じている。特に盲ろう者への支援は非常に遅れていて、手話だけやればよいとは決して思っていない。だが、手話の獲得ということをやろうと思えば、専門部会を作らなければいけないし、現場を一番知っている手話通訳者をメンバーに入れてほしい。
- 手話を広めることをしっかりして、その上でコミュニケーション支援につなげていければと思う。
- 部会から上がってくるような形を取らないと上に上がってこない。専門部会は必要だと思う。

## (2) 素案の検討

### <たたき台を元にした検討>

#### 事務局

##### 【前文について】

- 前回検討委員会での意見を踏まえ、事務局から文案を提示した。
- 長州ファイブの1人である山尾庸三が日本のろう教育の礎を築いたと言われていることから、それを踏まえて、明治維新を成し遂げた郷土の偉大な先人ということで、維新という言葉に触れている。

##### 【条例制定の目的について】

- 目的が弱いとの委員からの意見を受けて、「ろう者が手話で暮らすことができる社会の実現」を目的とすることとした。今後、「手話を使いやすい社会」又は「手話で暮らしやすい社会」との表現とすることも検討する。

##### 【定義について】

- 「ろう者」という言葉になじみが薄いことから、「聴覚障害のある方のうち、手話を使って日常生活・社会生活を営む方」と定義することとした。

##### 【基本理念について】

- 前回検討委員会での意見を踏まえ、手話は情報を取得し、その意思を表現し他者との意思疎通を図るため、ろう者はもとよりろう者以外の者にとっても必要であるという認識を基本理念に掲げることとした。
- また、県、市町、県民、事業者等がそれぞれの果たす役割を理解し双方に協力しながら一体に取り組むという基本理念を新たに掲げた。

### 【責務・役割について】

- 前回検討委員会での意見を踏まえ、ろう児等が通う学校設置者の役割について、ろう児だけでなく生徒や学生も含めて、手話を必要とされている方が手話で学校生活を送ることができるよう、教職員の方の手話の技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めると修正した。

### 【基本的施策について】

- 前回検討委員会での意見を踏まえ、「手話の認識の普及」を「認識等の普及」として、手話が言語であることに認識を普及するとともに、それ以外の文化的な面も普及させていくこととした。また、手話自体の普及ということで、手話を学ぶ機会の確保を明記した。

### 【財政上の措置について】

- 各委員からぜひ必要とのことで、たたき台の案のままとしている。

## <各委員からのたたき台等に対する意見への回答について>

### 事務局

- 条例名については、今後県のほうでしっかり検討していきたい。
- 来年度県民の方への手話に対する意識調査を実施する方向であり、その結果を踏まえて、認知されていないのであれば、条例において「手話が言語であることが広く県民の理解を得られていない」といった表現を検討する。
- ろう者等、手話通訳者等及び福祉関係団体の役割並びに事業者の役割については、観光振興条例やスポーツ推進条例においては、主体的に取り組み、その後県の施策に協力するという書きぶりになっている。今後法令審査を通じて検討する。

## <各委員からのたたき台等に対する意見>

### 委員意見

- 文言は手話の習得となっており、致し方ないが、習得というのは第一言語が音声言語で、その上で手話を獲得するという。そうではなく、第一言語として手話を身に付けてほしい。
- 条例の制定には県学事文書課との協議を経る必要があるが、今まで委員から様々なご意見があったので、今後条文に技術的な面で盛り込まれないことが出てくれば、どこかで中間報告と今後の対応について説明していただきたい。
- 大事なことは条例にきちんと明記されるけれども、明記されなかった部分については、取組のほうでしっかりお願いしたい。
- 条文に盛り込めなかったことは、推進体制の中でどうしていこうかと検討できる場があればなお良い。
- 今時点で想定している条例制定のスケジュールを教えてください。

### 事務局

- 4月から法令協議など内部検討を行い、6月県議会で素案を県議会議員の皆

様に示し、7月にパブリック・コメントを実施し、法令審査を経て、9月の県議会に議案として上程し、議決後速やかに施行したいと考えている。

- また、法令審査にどう反映されたか、中間報告として、第5回の条例検討委員会を7月以降に開催し、委員会へのご報告をさせていただきたい。

#### 委員意見

- 欧米では、聞こえない子どもが生まれたら、すぐに親子で手話を学ぶ場になく。この条例に、親の責務を入れたらどうかとも考えたが、そういった体制が日本に全くない中で、そんな条例を作るわけにはいかない。
- 聞こえない子供を抱えた親は、人工内耳を入れようとする。人工内耳がいけないわけではないが、難聴の子は聞こえるようにはならない。心は集団の中で育つもの。今の難聴の子は、昔の松光園でわいわいやっていた人たちに比べると、非常に感情が薄くなっている。だからぜひ、県主導で手話を獲得できる場所を作ってほしい。
- 会社でも、手話は否定しないし、手話通訳も呼ぶが、大勢の中で生きていけないといけなと言われる。そういうことをどうやって変えていくかというのが、手話言語条例の大きな役割ではないか。
- 手話サークルに来ていた難聴者が、人工内耳で声を出す訓練をしているのに、手話を覚えたら声も落ちると言われて、サークルに来なくなった。発達障害や精神障害の人の支援をする中でも、医師と話すのがいちばん難しい。医師にももう少し手話のことについて知ってもらいたい。
- 以前の検討委員会でもお話ししたが、学校で英語の勉強をすることで、アメリカの文化への理解が広がったように、手話もカリキュラムに入れば、安心して生活できるようになり、親御さんの心配もなくなるのではないか。
- 広めるという意味では、手話言語条例は本当に大きなものになると思う。
- 学校での手話の普及は、ぜひ県全体で進めてほしい。市役所の中で手話検定試験を受けた中でも、若い職員は覚え方が違う。小さい頃から進めていってほしい。

#### <検討委員会の議論の公表について>

##### 事務局

- 事務局からの提案だが、これまでの4回の検討委員会の検討状況について、県のホームページで公開したいと考えている。
- 公開する内容は、委員会の設置要綱、委員名簿、委員会の開催状況（日時、場所、議題）の3つを基本に考えているが、もしご了解が得られれば、委員会の協議の内容や概要についても公表したいと考えている。例えば、議事録の概要版について、委員の皆さんの名前を伏せた形で、内容のみ公表することではいかがか。（各委員異議なし）

## <その他>

### 委員意見

- 議会で制定された後の、補正予算なり平成 32 年度当初予算での施策立案について、現時点での具体的な方向性といったものはあるか。

### 事務局

- 事務局としては、条例制定のタイミングで条例を周知することが重要と考えており、補正予算では条例制定の記念フォーラムの開催や、条例周知のためのリーフレットの作成の経費を計上したいと考えている。
- 手話の獲得、手話の周知、県民の皆さんに手話を学んでいただく取組については、手話以外のコミュニケーション手段の支援も含めて、平成 32 年度当初予算でしっかり計上したいと考えている。

### 委員意見

- どういった形で取り組むか、効果の測定というのも大事になると思うので、専門部会で検討していただき、意見も聞いていただいた上で、広報から個別具体的な取組にどんどん入っていく長期の施策が必要と思うので、継続して専門部会で審議してほしい。
- いろいろな場面で手話通訳者が活躍できる場面を提供してもらいたい。

## (4) まとめ (事務局)

- 4回にわたり熱心なご審議をいただき誠にありがとうございました。
- 次回第5回は、当然経過報告もするが、施策的な面でのご意見を伺う機会とも考えており、今後ともご協力をお願いします。